様式第九号（第三条関係）

資料4

（用紙Ａ４）

実　務　経　験　証　明　書

実務経験により専任技術者になる場合に必要な証明書（特定建設業許可で、実務経験により監理技術者になる場合（指定建設業は不可）にも必要）

下記の者は、　造園　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　○　年　○　月　○　日

※実務経験で2業種以上の担当になろうとする場合、実務経験期間は重複できないので注意

・証明者は、証明期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主
・証明者が申請者以外の建設業者の場合は、許可番号、許可日及び許可業種を左の余白に記入する。

証　明　者　青森市長島1丁目1番１号　青森土木 株式会社　代表取締役 青森 太郎

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。（例）役員、社員、従業員 等

被証明者との関係　社員

実際に雇用されていた期間を記入する。（現在もその会社で勤務している場合は、期間の終わりは空欄でもよい。）

記

技術者の氏名	工藤　三郎	生年月日	S.50.4.1	使用された期間	平成１８年　４月から　令和５年　３月まで
使用者の商号又は名称	青森土木 株式会社				

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する。

職名	実務経験の内容	実務経験年数	
工事部現場主任	○○庭園工事	平成２３年４月から平成２３年８月まで	４月
〃	○○緑道整備工事　他２件	２３年　９月から２４年　８月まで	１１月
工事課工事係長	△△町公園植栽工事	２４年　９月から２５年　３月まで	６月
〃	△△園庭改修工事	２５年　４月から２６年　３月まで	１１月
		２６年　７月から２７年　３月まで	８月
		２７年　４月から２８年　３月まで	１１月
		２８年　４月から２９年　３月まで	１１月
〃	□□邸庭園工事　他３件	２９年　４月から３０年　３月まで	１１月
		３０年　４月から３１年　３月まで	１１月
		３１年　４月から令和２年　３月まで	１１月
		２年　４月から　３年　３月まで	１１月
		３年　４月から　４年　３月まで	１１月
		令和４年４月から令和５年３月まで	１１月
		年　月から　年　月まで	
		年　月から　年　月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計　満　１０年　８月	

※実務経験年数は重複しないこと。

実務経験を得た時の所属（部課名等）を書く。
所属が存在しない場合は「事業主」「現場監督」「職長」などの職名を書く。
※工事現場の単なる雑務や事務仕事の経験は含まない。

・従事した工事の内容及び業種がわかるように具体的に記載する。
・原則として、工事請負契約書や注文書に基づき、工事ごとに記載する。
・通年にわたって工事が切れ目なく続く場合には、その年の代表的工事の件名を記載し、その他の工事は「他○件」として1年分を1行にまとめてもよい。ただし、空白期間がある場合は、1行にまとめることはできない。

○実務経験で専任技術者になるために必要な期間
【一般建設業】
建設業法第７条第２号イ
　大学（所定学科：別表２）卒業者・・・３年以上
　高等学校（所定学科：別表２）卒業者・・・５年以上
建設業法第７条第２号ロ
　１０年以上
建設業法第７条第２号ハ
　①登録地すべり防止工事試験に合格した者、登録計装試験に合格した者、建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者・・・合格後１年以上
　②職業能力開発促進法による技能検定２級に合格した者・・・合格後３年以上（H16.4.1以前の合格者は１年以上）
　③電気工事士法による第２種電気工事士免状の交付を受けた者・・・交付後３年以上
　④電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けたもの・・・交付後５年以上
　⑤電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者・・・交付後５年以上
　⑥水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者・・・交付後１年以上
【特定建設業】
　一般建設業で必要な期間に加え、指導監督的実務経験（様式第十号）２年以上が必要です。（指定建設業の場合は実務経験で専任技術者になることは出来ません。）

やむを得ない事情により自己証明する場合に、その理由を記載する。
例）令和○年○月○日会社解散のため
　令和○年○月○日事業主死亡のため　等

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。
2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること
4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

実務経験年数の合計を記載する。
※　原則として、1行ごとに片落としして（1か月分除いて）計算する。
　ただし、契約書等により、月の初めから月末まで行っていたことが確認できる分については、片落としはしない。
（例）△△園庭改修工事　平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
→この場合、実務経験として認められる期間は、片落としすると11か月間だが、契約書等で工期が4月1日から3月31日までであることが確認できた場合は、片落としせず、12か月間で計算する。